

新旧対照表

浦安市一時預かり事業所の設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年規則第6号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（利用の承認の申請）</p> <p>第4条 条例第6条第1項の規定により一時預かり事業所の利用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>次のいずれかの方法により、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 浦安市一時預かり事業所利用承認申請書（別記第1号様式）に、市長が別に定める利用者情報記入票（以下「利用者情報記入票」という。）を添えて、提出する方法</u></p> <p><u>(2) 一時預かり予約システム（一時預かり事業の予約等を電子計算組織によって行う情報処理システムをいう。以下同じ。）により市長が定める申請事項を入力後、利用者情報記入票を提出する方法</u></p> <p>（利用承認等の通知等）</p> <p>第5条 省 略</p> <p>2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、浦安市一時預かり事業所利用承認・不承認通知書（別記第2号様式）<u>又は一時預かり予約システムにより、申請者に通知するものとする。</u></p> <p>（変更届の提出）</p> <p>第7条 利用者は、利用者情報記入票の内容について変更が生じたときは、浦安市一時預かり事業所利用変更届（別記第4号様式）により市長に提出しなければならない。</p>	<p>（利用の承認の申請）</p> <p>第4条 条例第6条第1項の規定により一時預かり事業所の利用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>浦安市一時預かり事業所利用承認申請書（別記第1号様式）に、市長が別に定める利用者情報記入票を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>（利用承認等の通知等）</p> <p>第5条 同 左</p> <p>2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、浦安市一時預かり事業所利用承認・不承認通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>（変更届の提出）</p> <p>第7条 利用者は、<u>第4条の規定により申請書に添付した利用者情報記入票の内容について変更が生じたときは、浦安市一時預かり事業所利用変更届（別記第4号様式）により市長に提出しなければならない。</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別 記</p> <p>第 1 号様式 (<u>第 4 条第 1 号</u>) 浦安市一時預かり事業所利用承認申請書 省 略</p> <p>浦安市一時預かり事業所を利用したいので、浦安市一時預かり事業所の設置及び管理に関する条例施行規則<u>第 4 条第 1 号</u>の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>省 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>別 記</p> <p>第 1 号様式 (<u>第 4 条</u>) 浦安市一時預かり事業所利用承認申請書 同 左</p> <p>浦安市一時預かり事業所を利用したいので、浦安市一時預かり事業所の設置及び管理に関する条例施行規則<u>第 4 条</u>の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>同 左</p>